

(厚生労働省)

事 項 名	20年度減量・効率化の取組内容の文案
本省内部部局等におけるアウトソーシング等による効率化	厚生労働省行政効率化推進計画を踏まえ、警備・清掃等の庁舎管理等施設・設備等の管理業務等については、技能・労務職員の新規採用を行わず、順次、民間委託を行っている。引き続き、平成 20 年度以降においては、宿舍整備工事の設計・工事監理業務や印刷・製本を外部業者に委託した刊行物等の梱包・発送について、外部委託を推進する。これらにより、20 年度に 4 人合理化することを含め、22 年度末までに定員を 8 人以上合理化する。
【地方厚生局】 地方厚生局の庶務一般業務、健康・福祉に係る業務等の実施体制の見直し	地方厚生局について、庶務一般業務や健康・福祉に係る業務等の実施体制の見直しによる合理化・効率化を行い、平成18～19年度に26人、20年度に定員を13人合理化することを含め、22年度末までに52人以上合理化する。
【都道府県労働局】 ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係の業務見直し等	<p>① ハローワーク・労働保険（労災）関係 17,178 人について、次のとおり平成 19 年度に 180 人、20 年度に 186 人を合理化することを含め、22 年度末までに定員を 738 人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 職業紹介関連業務については、市場化テストを含む民間委託により、19 年度に 97 人、20 年度に 111 人合理化することを含め、22 年度末までに 501 人合理化する（その他、18 年度においては、パートタイム求職者に対する相談・紹介業務の非常勤化により定員を 35 人合理化した。）。</li> <li>ア 定型的な相談・問い合わせへの対応・案内業務 19 年度に 87 人、20 年度に 110 人合理化することを含め、22 年度末までに 358 人合理化</li> <li>イ 市場化テストによる外部委託化 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）人材銀行 19 年度に 7 人合理化することを含め、22 年度末までに 21 人合理化</li> <li>（イ）求人開拓 19 年度に 3 人、20 年度に 1 人合理化することを含め、22 年度末までに 100 人合理化</li> </ul> </li> <li>ウ 大都市部における集団セミナー・演習 <ul style="list-style-type: none"> <li>22 年度末までに 22 人合理化</li> </ul> </li> <li>－ 労働保険の適用・徴収関連業務について、22 年度までにシステムの見直し等を進めつつ、国民の権利義務に直接の影響を与えない定型的な業務に係る外部委託化・非常勤化等を段階的に実施することにより、19 年度に 69 人、20 年度に 40 人合理化することを含め、22 年度までに 171 人合理化する。また、社会保険との共通滞納事業所に係る滞納整理の一元的な実施により、19 年度に 9 人、20 年度に 10 人合理化することを含め、22 年度末までに 31 人合理化する。</li> <li>－ 雇用保険三事業について、助成金の審査・支給業務の在り方を見直し、情報システムの活用等による業務の効率化を行うことにより、19 年度に 5 人、20 年度に 25 人合理化することを含め、22 年度末までに 35 人合理化する。</li> </ul>

	<p>② 以上のほか、次の合理化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 職業紹介業務について、経済社会情勢の変化に応じて、民間参入の拡大や民間委託等を推進する。</li> <li>－ 職業紹介事業について、「公共サービス改革基本方針」に基づき、民間競争入札の対象とし、20年度を目途に入札を実施し、その実施に当たっては業務を効率化・合理化する。</li> <li>－ 行政改革推進法も踏まえ、雇用保険法の一部改正により、19年4月から、雇用保険三事業のうち雇用福祉事業の廃止等を行い、これによる業務の効率化を実施したところである。</li> <li>－ 社会保険・労働保険の適用・徴収業務について、統合的な情報システムを構築しつつ徴収事務の一元化等の取組を着実に進め、実施体制の効率化と利用者の利便性の向上を推進する。</li> </ul>
<p>労働基準監督署・公共職業安定所の再編</p>	<p>労働基準監督署及び公共職業安定所については、経済社会情勢の変化等を踏まえ、業務量を勘案するほか、規制緩和等による状況の変化等に対応して組織の在り方について必要な見直しを引き続き行い、これまでの取組に加え、平成18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50署所において整理合理化を行い、それに伴い定員を100人合理化する。</p> <p>18～19年度は、22労働局管内40署所の整理合理化を行い、定員を75人合理化したところであり、20年度は、23労働局管内44署所の整理合理化を行い、定員を69人合理化する。引き続き、労働基準監督署及び公共職業安定所の再編について検討を進める。</p>
<p>労働安全衛生法に基づく免許管理業務の集中化、情報の共有及び外部情報収集の充実による監督・安全衛生業務の合理化</p>	<p>労働基準関係業務について、労働安全衛生法に基づく免許管理業務の集中化、情報の共有及び外部情報の収集の充実による監督・安全衛生業務の合理化により、平成20年度に都道府県労働局及び労働基準監督署の定員を4人合理化する。</p>
<p>その他業務実施体制の見直し(☆)</p>	<p>都道府県労働局等については、経理業務の見直し、IT化による業務の効率化等により、平成18～19年度に902人、20年度に432人合理化することを含め、22年度末までに定員を1,883人以上合理化する。</p>
<p>【検疫所】 民間開放等検疫所の業務の効率化・合理化</p>	<p>「海外渡航者のための感染症情報（FORTH）」の運用管理の外部委託を始めとして、検疫所業務の民間委託を引き続き推進するとともに、海事職員における定年退職者の不補充及び輸入食品監視システム（FAINS）の更改を行うことに伴う中央情報管理部門の運用方法の変更等を行うことにより、平成18～19年度に37人、20年度に18人合理化することを含め、22年度末までに定員を73人以上合理化する（うち、海事職員については、平成18～19年度に3人、20年度に3人合理化することを含め、21年度末までに7人合理化する。）。</p>
<p>【国立高度専門医療センター】</p>	

<p>国立高度専門医療センター関係の業務見直し等</p>	<p>① 国立高度専門医療センターについて、今後ともナショナルセンターとしての機能を的確に果たせるよう、必要な制度的・財政的な措置を講じた上で自律的かつ効率的な事業運営を行うことにより、その機能の充実発展を図りつつ、非公務員型独立行政法人とすることとし、平成22年度において定員を5,600人程度合理化する。</p> <p>② 以上のほか、次の合理化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 国立精神・神経センター国府台病院については、肝炎対策の均てん化をより一層推進するため、20年4月から国内の感染症の拠点である国立国際医療センターに移管し、肝炎対策の中核医療機関として機能強化を図ることとした。今後、国立国際医療センター国府台病院として存続させ、引き続き、22年度の非公務員型独立行政法人への移行に向け、業務運営の効率化等について検討する。</li> <li>－ 各国立高度専門医療センターについては、平成22年4月から、それぞれ、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センターとして、非公務員型独立行政法人化する。</li> </ul> <p>また、非公務員型独立行政法人化後においては、独立行政法人国立病院機構も含めた物品の共同入札を行うなど、中期目標の下で業務運営の効率化を進める。</p>
<p>国立高度専門医療センターの業務の効率化</p>	<p>技能・労務職員等が携わっている事務・事業の合理化・効率化により、平成19年度に57人、20年度に57人合理化することを含め、21年度末までに定員を171人合理化する。</p>
<p>【社会保険庁】 社会保険庁関係の業務見直し等</p>	<p>社会保険庁は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）により、22年1月に予定されている非公務員型の日本年金機構移行後においては、中期目標の下で業務運営の効率化を進める。なお、日本年金機構移行の際、国の管理部門の組織・定員は必要最小限とする。</p> <p>また、日本年金機構移行までの間、以下のとおり合理化する。</p> <p>① 社会保険庁関係17,365人について、次のとおり、平成18～19年度に1,610人、20年度に全国健康保険協会への移管を含め2,622人合理化することを含め、日本年金機構への移行までに定員を4,720人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）を受けて、20年10月に、現在社会保険庁が実施している政府管掌健康保険に係る業務は、全国健康保険協会に移管する。これにより、20年度において、定員を2,000人合理化する。</li> <li>－ 定型業務の外部委託化に加え、18年度は35か所、19年度は95か所、20年度は185か所の社会保険事務所において、国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務について市場化テストを実施することにより、18～19年度に957人、20年度に421人合理化する。</li> </ul> <p>また、システムの刷新等による業務の効率化を進めるとともに、内部ガバナンスの強化等の必要な業務に要員を</p>

	<p>シフトすることにより、18～19年度に653人、20年度に201人合理化する。</p> <p>これらにより、日本年金機構への移行までに2,720人以上合理化する。</p> <p>② 以上のほか、次の合理化を行う。</p> <p>－ 社会保険・労働保険の適用・徴収業務について、統合的な情報システムを構築しつつ徴収事務の一元化等の取組を着実に進め、実施体制の効率化と利用者の利便性の向上を推進する。</p>
<p>【中央労働委員会事務局】</p> <p>中央労働委員会事務局地方事務所におけるIT化等を含めた業務全般の効率化・合理化</p>	<p>平成18年度から内部検討会を開催し、地方調整委員によるあっせん、調停、不当労働行為事件処理に係る補助事務について、IT化等を含めた業務全般の効率化・合理化を行う。</p>
<p>労働基準関係手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化</p>	<p>労働基準関係手続については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の見直しを行うことにより、業務の合理化を推進する。</p>
<p>労働保険関係手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化</p>	<p>労働保険関係手続については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の見直しを行うことにより、平成19年度に定員を10人、20年度に5人合理化する。</p> <p>引き続き、オンライン利用促進による業務の合理化を推進する。</p>
<p>社会保険関係手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化</p>	<p>社会保険関係手続については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、電子申請を利用する者の利便性の向上を図る等、オンライン利用を促進するとともに、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の見直しを行うことにより、業務の合理化を推進する。</p>
<p>業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化（☆）</p>	<p>業務処理手順の簡素化、府省共通システムの導入、業務の集中化・一元化等により、内部管理業務を見直す。</p> <p>「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の府省別計画に基づき、平成18年度においては、雇用状況実態調査（職業安定局）及び年金数理基礎調査（年金局）を廃止したところであるが、引き続き統計調査の整理合理化を推進する。</p> <p>「厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、中核LANシステムの更改による障害発生時における職員窓口の一元化・外注化等を実施する。</p> <p>「食品等輸入届出業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」及び検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」に基づき、輸入食品の安全性確保のための業務の効率化・合理化、航空機の検疫業務に係る手続のシステム化とワンストップ化等を実施する。</p>

	<p>「監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、免許管理業務の集中化、申告処理業務のシステム化等を実施する。</p> <p>「労災保険給付業務の業務・システム最適化計画」に基づき、労災保険給付の支払業務処理の本省集中化等を実施する。</p> <p>「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」に基づき、年度更新申告書のシステム入力処理の外部化等を実施する。</p> <p>「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、各種通知書の作成など手作業処理のシステム化等を実施する。</p> <p>「厚生労働行政総合情報システムの業務・システム最適化計画」に基づき、データセンターによる一元的な運用・監視等を実施する。</p> <p>「原爆死没者追悼平和記念館運営業務の業務・システム最適化計画」に基づき、運営体制の効率的・合理的な見直しを実施する。</p> <p>「雇用均等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、ITの活用及び情報システムの合理的な整備・運用等の最適化を実施する。</p> <p>「職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、職業安定行政関係業務におけるデータ連携の強化等を実施する。</p> <p>「がん対策情報センター業務の業務・システム最適化計画」に基づき、多施設共同臨床試験支援業務の管理プロセスの集中化やがん登録のシステム化等を実施する。</p> <p>以上の取組により、18～19年度に定員を1,624人合理化したところであり、20年度に890人合理化することを含め、22年度末までに定員を3,341人合理化する見込みである。</p> <p>以上のほか、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、各最適化計画の進捗状況を踏まえつつ、各計画の担当府省と調整を行い、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムの導入による業務の効率化・合理化を実施する。</p>
<p>統計調査業務の民間開放の推進による効率化・合理化（☆）</p>	<p>社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び就労条件総合調査の実施業務について、「公共サービス改革基本方針」に基づき民間競争入札を行い、平成20年度から民間委託を実施することにより、20年度において定員を3人合理化する。</p>
<p>特別会計改革による事務・事業の効率化・合理化</p>	<p>厚生保険特別会計と国民年金特別会計については、平成19年4月に年金特別会計として統合したところであり、引き続き業務の効率化・合理化を図る。</p> <p>船員保険特別会計において管理している事業については、22年1月に予定されている日本年金機構の設立に併せ、労災保険事業及び雇用保険事業に相当する部分をそれぞれの制度に統合するとともに、それ以外の部分を全国健康保険協</p>

	会に移管することにより、事務・事業の効率化・合理化を図る。
研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化	<p>国立試験研究機関においては、管理部門を中心とした合理化を引き続き推進し、平成19年度に20人、20年度に20人合理化することを含め、22年度末までに定員を61人以上合理化する。</p> <p>社会保険大学校については、職員の資質向上のための研修機能の強化を図りつつ、組織・運営の効率化・合理化を図り、22年1月に予定されている日本年金機構の設立に併せ、同機構に移行する。</p> <p>看護研修研究センターについては、定員の合理化・効率化及び組織の統廃合について検討する。</p>
国立更生援護機関（障害関係施設）の組織・運営の効率化・合理化	国立更生援護機関（国立光明寮、国立保養所、国立知的障害児施設、国立身体障害者リハビリテーションセンターの障害関係4施設）については、事務事業の効率化・合理化等、その機能等の在り方について、20年度中に検討する。
統計業務の効率化・合理化（☆）	省庁再編に伴う統合メリットをいかした業務の集約化及び処理体制の見直し並びに民間委託（統計調査業務の民間開放の推進による効率化・合理化を含む。）の推進による合理化・効率化を引き続き推進し、平成18～19年度に17人、20年度に8人合理化することを含め、22年度末までに定員を32人以上合理化する。

（注）事項名に（☆）がある事項における平成20年度の合理化数は他の事項との重複がある。